

2017 年 5 月 5 日付けマラウイ官報補足 法律第 5C 号を含む

マラウイ政府 (2017 年 5 月 5 日掲載) 2017 年法律第 19 号

承認する

マラウイ共和国大統領
アーサー・ピーター・ムタリカ教授
2017 年 4 月 30 日

(中略)

マラウイ議会は、

環境の保護及び管理並びに天然資源の保全及び持続可能な利用について、
並びにこれらに関連及び付帯する事項について規定する法律を、

以下のとおり制定する。

第 1 編 序文

1. 本法は、2017 年環境管理法と称することができ、及び大臣が官報告示により指定することができる日に効力を発するものとする。

2. 本法では、文脈上別段の解釈が必要でない限り、

「大気」とは、地球を取り巻く空気をいうが、これには建造物内又はいかなる地下空間内の空気も含まれない。

「アクセス」とは、研究、バイオプロスペクティング、保全、産業上の利用又は商業利用の目的のために、製品、無形の構成要素又はその構成部分から派生したかどうかを問わず、伝統的な知識を含め保全される生物及び遺伝資源を取得、保有及び利用することをいう。

「環境情報へのアクセス」とは、公的機関、民間部門又は非政府組織が保有する環境情報を取得するための無償又は安価な手段をいう。

「諮問委員会」とは、第 25 節に基づき設立されたいずれかの諮問委員会をいう。

「外来種」とは、ある地域内で自然に生じず、及び故意又は偶然かを問わず、通常は人間の介入の結果として当該地域に到来した種をいう。

「分析」とは、何らかの物体、物質又はプロセスについて、その構成若しくは特性、又は物理的、化学的若しくは生物学的かを問わず、それが環境のいずれかのセグメントに与える影響を特定するために検討することをいう。

「申請者」とは、アクセスを求める人、機関又は組織をいう。

「当局」とは、第 7 節に基づき設立されたマラウイ環境保護局をいう。

「利益の配分」とは、生物及び遺伝資源、伝統的な知識、技術、革新又は慣行の利用から生ずるあらゆる利益の配分をいう。

「生物の多様性」とは、陸上生態系、海洋及びその他の水界生態系、及びこれらが複合した生態系を含む全ての生物の間の変異性をいうものとし、並びにこれには種内又は種間の多様性及び生態系の多様性が含まれる。

「気候変動」とは、大気組成に変化をもたらす人間活動に直接的又は間接的に起因する気候の変化であって、その期間において観測される自然の気候変動性に対して追加的に生ずるものをいう。

「地域社会の権利」とは、地域社会の生物及び遺伝資源、その構成部分又は派生物、並びに慣行、革新、知識及び技術に対して地域社会が保有する権利をいう。

「保全」とは、天然資源の保全並びに乱用、火事及び浪費からの天然資源の保護をいう。

「危険な (dangerous)」とは、公衆衛生、植物若しくは動物の生命又は環境にとって、有害又は危険であることをいい、及び「危険 (danger)」はこれに相応に解されるものとする。

「開発者」とは、プロジェクトの実施を提案又は請け負った者をいう。

「局長」とは、第 13 節に基づき任命された当局の局長をいう。

「地区環境小委員会」とは、第 26 節に基づき設立された委員会をいう。

「生態系」とは、地域社会の植物、動物及び微生物、並びにこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して、一つの機能的な単位をなす動的な複合体をいう。

「廃水」とは、家庭又は農業若しくは産業の活動から生ずる汚水又はその他の流体をいい、処理済又は未処理であるか、及び環境への排出が直接的であるか又は間接的であるかは問わない。

「絶滅危惧種」には、国立公園及び野生生物法により付された意味を有する。

「環境」とは、土壌、水、大気、天候、音、匂い、味を含む、人を取り巻く物理的要素、並びに動物相及び植物相の生物学的要素をいい、並びにこれには人の行動の文化的、社会的及び経済的側面、自然及び構築環境が含まれる。

「環境社会影響評価」とは、特定の地域社会の社会及び社会経済構造並びにプロジェクトに関連付けることができるあらゆる社会変化の過程において、物理的及び生態学的環境並びに天然資源の保全に対してプロジェクトが及ぼす影響を把握するための体系的なプロジェクト評価をいう。

「環境社会影響評価報告書」とは、第 31 節に基づき求められる環境社会影響評価報告書をいう。

「環境地役権」とは、不動産の契約、制限又は他の利益をいい、その創設が慣習法に基づくか又は本法第 74 節の規定の追求によるかを問わず、環境管理及び保全並びに天然資源の持続可能な利用の明確な目的のために、当該不動産の開発、管理又は利用を限定又は制限する。

「環境監査」とは、環境の保護及び管理並びに天然資源の保全及び持続可能な利用の体系的な文書作成並びに定期的及び客観的な評価をいう。

「環境モニタリング」とは、何らかの活動が環境に及ぼす現実の又は潜在的な影響の継続的又は定期的な評価をいう。

「環境計画」とは、環境問題に配慮した計画をいう。

「環境情報」とは、人間環境又は自然環境の要素、環境に影響を及ぼす要因及び環境上の意思決定に関連する書面、電子、視聴覚又は他の処理済若しくは未処理の形式を問わない、あらゆる部類又は形式の情報をいう。

「生息域外」とは、保全に関して、生命体の自然生態系及び生息地の域外をいう。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物又はその他に由来する素材をいう。

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「有害物質」とは、人の健康又は環境に有害な化学薬品、廃棄物、気体若しくは気体状の物質、植物、動物又は微生物をいう。

「有害廃棄物」とは、有毒性、腐食性、有害性、爆発性、可燃性、放射性、中毒性又は環境に害を及ぼす廃棄物をいう。

「生息域内」とは、保全に関して、生命体の自然生態系及び生息地の域内をいう。

「検査官」とは、第 79 節に基づき任命された環境検査官をいう。

「視察団」とは、第 79 節に基づき設立された視察団をいう。

「侵入種」とは、生態系に在来しない種をいい、及びこれにはその種子、卵、胞子又は当該種を繁殖することができる他の生物学的素材が含まれ、及びその渡来が経済的若しくは環境的損害の原因となる若しくは人の健康に害を及ぼす、又はその可能性のあるものをいう。

「湖岸」とは、陸地が湖と相互に作用し陸域及び海域が構成され、互いに及び社会経済活動と共存及び相互に作用する生物及び生物的構成要素又は体系からなっている地形学的な地域をいう。

「主導機関」とは、何らかの成文法又は明文化された方針により、環境のいずれかのセグメントの保護及び管理並びにマラウイの天然資源の保全及び持続可能な利用に関する権限及び職務を与えられた、省又は政府機関を含む、官公庁又は公共団体をいう。

「ライセンス機関」とは、成文法に基づき、ライセンスに定める以外の記載により実行又は実施しないよう求められている物事又は活動に関し、ライセンスを発行する権限を当該成文法に基づき与えられた者をいう。

「地方当局」とは、地方政府法に基づき設立された地方当局をいう。

「地域社会」とは、明確な地理的地域において独自の慣習、伝統又は法律により部分的又は完全に統治される生物及び遺伝資源、革新、慣行、知識及び技術の管理又は保護を行う人間集団をいう。

「地方環境及び天然資源委員会」とは、地域社会の環境及び天然資源管理問題への参加を開始、調整及び動員し、及び当該地域社会の利益を代表するために、地方府法に基づき設立された村落及び地域開発委員会をいい、並びにこれには成文法に基づき環境及び天然資源の管理及び保護に参加するあらゆる地域社会機関が含まれる。

「国家環境行動計画」とは、環境の保護及び管理並びに天然資源の保全及び持続可能な利用を促進するために必要な環境上の戦略、措置及びプログラムの概要を取りまとめ、第 28 節に基づき策定された国家環境行動計画をいう。

「天然資源」とは、場所のいかんを問わず、マラウイの天然資源をいう。

「占有者」とは、敷地を占有又は管理している者をいい、及び部分ごとに占有する者が異なる敷地に関しては、当該各部分をそれぞれ占有又は管理している者をいう。

「石油」には、

- (a) 原油、ディーゼル油、重油、潤滑油、ガソリン及び灯油、及び固体又は液体かを問わず公害を引き起こす可能性のあるその他石油製品、及び
- (b) 本法の適用上、大臣が官報告示により石油であると規定することができるその他物質が含まれる。

「所有者」とは、敷地に関しては、

- (a) 当該敷地の登録所有者、
- (b) 当該敷地の借地人又は転借人、
- (c) 敷地の所有者の代理人、弁護士又は個人的代表者、
- (d) 自分のために、又は他者の代理人若しくは管財人として、又は受領者としてのいかんを問わず、敷地を実際に所有している者、又は敷地の賃料を受領する権利がある者、又は
- (e) 船舶に関しては、船舶がマラウイで登録されているか否かを問わず、用船主、水先人又はその他船舶の実際の管理者をいう。

「オゾン層」とは、1985 年のオゾン層の保護のためのウィーン条約で定義されたオゾン層をいう。

「参加」とは、公衆の構成員が意思決定プロセスの成果及びその実施に影響を与えるための機会及び能力をいう。

「汚染物質」とは、液体、固体又は気体であるかを問わず、直接的又は間接的に、
(a) 環境の質を悪化若しくは破壊する物質、又は
(b) 公衆衛生、植物若しくは動物の生命にとって危険若しくは危険を及ぼす可能性がある物質をいい、及びこれには不快臭、騒音、振動、又は温度変化若しくは物理的、化学的若しくは生物学的な環境の変化をもたらす物質若しくは粒子が含まれる。

「汚染」とは、廃棄物又は汚染物質が、環境に対して現実の又は潜在的な危険を引き起こすほどの量、及び期間、及び条件で、環境に放出、排出又は廃棄されることで引き起こされる、物理的、温度的、化学的、又は生物学的な環境の直接的又は間接的な変化をいう。

「敷地」には、土地（建物があるか否かは問わない。）、地下空間、及び水に覆われた土地、及び相続財産（保有条件及び相続財産の種類は問わない。）が含まれる。

「情報に基づく事前の同意」とは、権限ある当局による通知又は情報を交換、受領及び取り扱うための手続をいう。

「プロジェクト」とは、環境に影響を及ぼす、又はその可能性がある開発活動又は開発提案をいう。

「機密情報」とは、法律又はマラウイが締約している国際的な条約若しくは協定によって保護されている機密情報をいう。

「保護区域」とは、本法に基づき大臣が保護区域と宣言した陸上、湖水又は河川の区域をいう。

「保護種」には、国立公園野生生物法において割り当てられた意味を有する。

「公的」は、環境管理及び関連する問題に関係する個人、非政府組織並びに民間及び公的機関を含む。

「公的な当局」とは、政策又は法令に基づき公的機能を行使する政府機関、部局又は主体をいう。

「セグメント」とは、環境に関しては、大きさ、広さ、区域、量、質若しくは時間又はそれらを組み合わせて表現される環境のいずれかの一部又は部分をいう。

「持続可能な利用」とは、マラウイの天然資源の消失、欠損又は劣化を防ぐ天然資源の利用又は開発をいい、及び自然な方法又はその他の方法で、天然資源の補充を可能にする。

「戦略的環境評価」とは、政策、法令、事業又は開発計画及び物的計画の実施が環境の保護及び保全又は環境の持続可能な管理に対して与える又は与える可能性のある好ましい効果及び逆効果又は好影響及び悪影響の評価をいう。

「絶滅の恐れのある種」とは、その生息域の全域又は相当部分にわたり、見通し得る将来において絶滅危惧種となる可能性のある種をいう。

「伝統的な知識」とは、先住民又は地域社会が長い時間をかけて発展させてきた生物及び遺伝資源の保全並びに持続可能な利用に関連した蓄積された知識をいう。

「裁判所」とは、第 107 節に基づき設立された環境裁判所をいう。

「車両」は、道路交通法で、それに起因する意味を有する。

「船」には、船舶、ボート、浮体構造物又は航空機が含まれる。

「廃棄物」には、汚染を引き起こすほどの量、組成又は方法により環境に流出、排出又は堆積された液体、固体又は気体であるかを問わない商業又は産業廃棄物を含む。

「水」には、地表及び地下水、飲料水、並びに河川、小川、水路、公共の水槽、井戸、ダム、運河、海峡、湖、沼地又は下水溝の水、並びに気体状又は固体状の水が含まれる。

「湿地」とは、静水又は流水、淡水、汽水又は塩水で覆われた、天然か又は人工的か、永続的か又は一時的かを問わない沼沢地、泥沼地、窪地又は水域をいい、これには海水域が含まれ、その深さは6メートルを超えない。

(中略)

第10編 生物及び遺伝資源

66. マラウイの生物及び遺伝資源は、マラウイの人々の自然の財産の不可分の一部を構成するものとし、並びに

- (a) マラウイの人々の利益のために保護、保全及び管理され、及び
- (b) 本法及びその他の成文法に従ってのみ開発又は利用されるものとする。

67. (1) 当局は、関連する主導機関と連携して、遺伝資源の保護、保全、及び持続可能な管理及び利用のために、並びに遺伝資源へのアクセスのために、法制に関する立案を開始、指針を発行、及び措置を定めるものとする。

(2) 当局は以下の措置を定めるものとする。

- (a) マラウイの非国民又は非居住者による遺伝資源へのアクセスを規制する。
- (b) 地域社会の情報に基づく事前の同意が取得され、及びバイオプロスペクティングのあらゆる取決めに不可欠な構成要素であることを確保する。
- (c) 効果的で衡平な利益の配分及びバイオテクノロジーの移転のための持続可能な事業の仕組みを確保する。
- (d) 地域社会の先住民の財産権を保護する。
- (e) 生物の多様性のあらゆる構成要素のあらゆる取引又は売買を禁止又は制限する。
- (f) 資源へのアクセス及びそのための輸出に関して支払うべき手数料を規定する。
- (g) 遺伝素材の再評価及び在来種の特許要件に関する指針を提供する。
- (h) 食用、農業及び医療目的のための植物遺伝資源の収集、特性化、評価及び文書化を規制する。並びに

- (i) マラウイの遺伝資源の健全な管理のために当局が必要と考える場合があるその他の事項を規制する。

(中略)

第 15 編 違反

(中略)

104. 以下の行為を行った者は、罪を犯したことになる、並びに有罪判決として、25,000,000 クワチャの罰金及び 12 年の禁固に処するものとする。

- (a) 本法又はその他の成文法の規定に反して遺伝又は生物資源のあらゆる構成要素を取引する。
- (b) 本法又はその他の成文法の規定に反して、衡平な利益を提供することなく、遺伝又は生物資源へのアクセスを不正に取得する。
- (c) 本法又はその他の成文法の規定により地域社会の情報に基づく事前の同意なしに地域社会の権利又は伝統的な知識を取得及び利用する。
- (d) 生物資源を不正に所持する。又は
- (e) 本法に違反して生物資源の生息地を不正に妨害する。

ただし罰金を決定するうえで、裁判所は、マラウイから収集された遺伝又は生物資源の製品の価値を考慮するものとする。

(以下、略)